

石狩市審議会等委員への女性登用促進要綱

平成7年3月10日要綱第4号

〔注〕平成23年から改正経過を注記した。

改正

平成8年3月28日要綱第12号

平成8年8月30日要綱第26号

平成8年8月30日要綱第27号

平成12年4月28日要綱第45号

平成13年5月1日要綱第26号

平成23年4月1日要綱第63号

平成24年1月20日要綱第2号

石狩市審議会等委員への女性登用促進要綱

（目的）

第1条 この要綱は、審議会等の委員への女性の登用を促進し、政策及び方針決定過程への参画の拡大を通して女性の地位向上を図ることを目的とする。

（審議会等の範囲）

第2条 この要綱において「審議会等」とは、法律又は石狩市条例に基づき設置する附属機関その他これに類する合議体をいう。

（目標値）

第3条 審議会等の委員に占める女性委員の割合については、40%を第2次石狩市男女共同参画計画の最終年度（平成27年度）までの目標とする。

（選任事務）

第4条 石狩市部設置条例（平成8年条例第3号）第1条に掲げる部及び室並びに石狩市教育委員会行政組織に関する規則（平成5年教育委員会規則第6号）第2条に掲げる部の長（以下「部長等」という。）は、所管する審議会等の委員の選任に当たり、前条の目標が達成できるよう積極的に女性委員を登用しなければならない。

（目標値設定）

第5条 審議会等を所管する部長等は、委員の選任にあたり、審議会等の委員への女性の登用の目標値を設定するものとする。

（事前協議）

第6条 審議会等を所管する部長等は、委員の選任に当たり、企画経済部長と審議会等委員の選任に係る事前協議を行うものとする。

(方策)

第7条 企画経済部長は、審議会等委員への女性登用状況を石狩市男女共同参画行政推進会議(以下「推進会議」という。)に報告するものとする。

2 推進会議は前項の報告に基づき、第3条の目標を達成するために必要な方策を講ずるものとする。

(情報の収集と提供)

第8条 企画経済部長は、審議会等の委員への女性候補者に関する情報収集に努め、審議会等を所管する部長等に対して情報提供等の協力を行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日要綱第12号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年8月30日要綱第26号)

1 この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行に関し必要な経過措置等については、市長が別に定める。

附 則(平成8年8月30日要綱第27号)

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成12年4月28日要綱第45号)

この要綱は、平成12年4月28日から施行する。

附 則(平成13年5月1日要綱第26号)

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日要綱第63号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年1月20日要綱第2号)

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。